

世界遺産登録20周年

高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー業務委託プロポーザル実施要項

和歌山県（以下「県」という。）では、高野・山麓地域の世界遺産の認知度を高めるため、世界遺産登録20周年を期に各市町で記念イベントが実施されるのに合わせて、世界遺産各社寺及び参詣道（京大坂道・三谷坂・女人道）を訪問・体験するツアーを実施し、高野・山麓地域への来訪の動機付けとすることを目的に実施します。

については、本事業の業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案書の募集を行います。

1 業務概要

- (1) 業務名 世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー
- (2) 業務の内容 別紙「世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー業務仕様及び留意点」のとおり
- (3) 契約期間 契約の日から令和6年12月20日まで
- (4) 委託限度額 3,276千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 本業務の遂行にあたり、仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること
- (3) 今回の事業趣旨を的確に理解した事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。
- (6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第22号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 過去5年間で、本業務と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
- (10) 国税及び都道府県税について滞納していない者。

3 スケジュール

募集開始	令和6年6月18日（火）	17時から
事前説明会参加申込	令和6年6月24日（月）	17時まで（必着）
事前説明会	令和6年7月1日（月）	15時00分から
質問票受付期限	令和6年7月4日（木）	17時まで（必着）
参加申込書提出期限	令和6年7月11日（木）	17時まで（必着）
企画提案書及び見積書等提出期限	令和6年7月22日（月）	17時まで（必着）
審査実施日	令和6年7月31日（水）	13時30分から
審査結果の通知	審査終了後、速やかに参加者全員に通知する。	

4 事前説明会

プロポーザルに参加を希望する希望者に対して、説明会を開催します。次のとおり参加申し込みを行ってください。事前説明会に参加しなかった場合、当プロポーザルに参加できません。

- (1) 日 時 令和6年7月1日(月) 15時00分から
- (2) 場 所 和歌山県伊都総合庁舎 2F 入札室
和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号
Tel 0736-33-4909
- (3) 提出書類 事前説明会参加申込書(第1号様式)
- (4) 申込期限 令和6年6月24日(月) 17時まで(必着)
- (5) 提出方法 「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー業務委託プロポーザル事前説明会への参加表明」とすること。電子メールを受領した後、和歌山県伊都振興局地域づくり課より受付完了メールを送信します。

5 質問票の提出

(1) 質問票の提出

プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票(第2号様式)を「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアープロポーザルに関する質問」とすること。なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案提出状況など、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けません。

(2) 受付期限

令和6年7月4日(木) 17時まで(必着)

(3) 質問に対する回答は、和歌山県伊都振興局ホームページへの掲載により公表します。

6 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 本プロポーザルに応募する場合は、参加申込書(第3号様式)を「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー業務委託プロポーザルへの参加表明」とすること。電子メールを受領した後、和歌山県伊都振興局地域づくり課より受付完了のメールを送信します。

(2) 提出期限

令和6年7月11日(木) 17時まで(必着)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

応募申請者は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格(業務種目大分類「企画・広告・手配」、小分類「大会・イベント企画運営」を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、(1)の③から⑨の提出書類を当該書類に代えることができます。

①企画提案書(任意様式。下記(2)参照のこと)

②見積書(任意様式、押印不要)

ア 見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。

イ 見積額には消費税及び地方消費税を含めること。

ウ あて先は「和歌山県知事」とすること。

③誓約書(第4号様式)

④役員等に関する調書(第5号様式)

⑤法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)

⑥法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる

書類、個人にあつては、住民票

⑦印鑑証明

⑧法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
(発行後3ヶ月以内のもの)

⑨都道府県税について未納がない旨の証明書(発行3ヶ月以内のもの)

(2) 企画提案書

応募申請者は、「1 業務概要」及び別添「世界遺産登録20周年高野・山麓世界遺産の魅力発信ツアー業務仕様及び留意点」の記載事項に留意の上、次により作成してください。

①提案者の概要及び類似事業受託実績(第6号様式)

②企画提案書(任意様式)

企画提案書に記載する内容は、下記のとおり。

I 業務実施体制

・本業務をどのような実施体制で運営するか記載すること

II 本事業実施にかかる告知及び参加者の募集受付方法

・どのような方法及び媒体を用いて本事業のターゲットに向けた告知を行い、どのような方法で応募の受付を行うのか記載すること

III 当日の運営体制

・どのような体制及び人員配置で当日の運営を行うか記載すること

IV 情報発信業務

・どのような方法及び人選で本事業当日の様子を発信するか記載すること。また、発信結果(一般参加者の発信結果含む)をどのように収集し、分析(整理)するかについても記載すること

・国内外からの誘客を目的に、広くPRするための高野・山麓エリアの概要を示したパンフレットのデザイン、制作についても記載すること。

V その他

・仕様書に記載しているものの他、事業者が必要と思われるものについては積極的に提案すること

(3) 提出期限

令和6年7月22日(月) 17時まで(必着)

(4) 提出方法

和歌山県伊都振興局地域づくり課あて郵送又は持参してください。持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとします。また、郵送で提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。

(5) 提出書類の留意事項

①正本1部を「1.1 書類の提出場所」に記載する場所に提出(持参又は郵送)してください。なお、「①企画提案書」及び「②見積書」に関しては、副本5部も併せて提出してください。

②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

③県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(6) 企画提案に関する留意事項

〈失格又は無効〉

以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とします。

①提出期限に遅れた場合

②提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤見積額が予算限度額を超えた場合
- ⑥その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

〈その他の留意事項〉

- ①提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。
- ②企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- ③複数の企画提案書の提出は不可とする。
- ④企画提案書等において使用する言語は、日本語とする。
- ⑤提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥提出された書類は、委託先の選定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。
- ⑦提出があった企画提案書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 プロポーザルの実施方法について

プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された企画提案書に基づき、審査員による審査の上、総合的に評価し決定します。

9 審査方法

- (1) 別途設置する審査会の審査員による審査を行います。
- (2) 審査項目は、別紙のとおりとします。なお、必要と認める審査項目を変更する場合があります。

(3) 審査会

- ①実施日 令和6年7月31日(水)
- ②実施場所 和歌山県伊都総合庁舎 1F 研修室
- ③実施時間 後日、参加者に連絡
- ④実施方法 プロポーザル参加事業者は、あらかじめ提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
- ⑤所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度
- ⑥注意事項
 - I プレゼンテーション参加人数は、1社あたり2名までとする。
 - II 審査会当日は、企画提案書等、書類の受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施する。

Ⅲ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

Ⅳ 指定の時間に遅れた場合は、辞退したものとみなす。

(4) 決定方法

審査会時に採点の高い提案から順に順位点を付け、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とします。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高い者を委託候補者とします。

なお、提案者が1社の場合においても、審査会における評価を行った上で、総合評価が平均60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定します。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果は、決定次第、全ての参加者に文書にて通知するとともに、和歌山県伊都振興局ホームページ内において委託候補者の名称を公表します。

10 委託契約の締結

(1) 審査会にて委託候補者を決定後、委託契約を締結します。なお、当該仕様書は、変更を行う場合があります。その場合は、両者協議の上、決定します。

(2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとします。

11 書類の提出場所

〒648-8541 和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号
和歌山県伊都振興局地域づくり部 地域づくり課
担当 藤井、今本
TEL 0736-33-4909
電子メール fujii_t0006@pref.wakayama.lg.jp

[別紙]

審査項目	配点
(1) 事業実施体制及び実績 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を適正に実施するための組織体制、事業規模を有しているか ・過去の実績から十分に実施することができるか 	10点
(2) 内容に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・「世界遺産登録20周年記念」事業として、高野・山麓エリアの露出は十分か ・体験内容など、興味を喚起する内容か 	30点
(3) インフルエンサーに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・テーマや内容に合致した人選であるか ・業務内容に理解を示し、協力的であるか 	30点
(4) 情報発信業務 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が SNS 等で発信した情報の結果収集及び整理方法は適切であるか ・情報発信業務について、人選及び発信方法は適切であるか ・パンフレットのデザイン及び内容について、国内外からの誘客を目的としたものになっているか 	20点
(5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載している事項の他、独自性を持った効果的な提案がなされているか。 	10点